

岩手県告示第 792 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 11 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 127 番 2 地先まで	新	A m 12.7~3.8	m 198.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 109 番 9 地先まで		B 9.5~8.1	151.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 127 番 2 地先まで	旧	A 12.7~3.8	198.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 109 番 9 地先まで		B 9.5~8.1	151.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 151 番 2 地先から字本沢 107 番 地先まで		C 14.4~8.1	110.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成 19 年 11 月 16 日から同年 12 月 16 日まで